

令和7年度版

入園のしおり

豊田市立山之手こども園

郵便番号 471-0833

住 所 山之手1丁目78番地1

電 話 (0565) 28-1101

携帯電話 090-6355-2453 (園閉園時の緊急のみ)

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 1
2 めざすこども像・教育及び保育目標	-----	P. 1
3 山之手こども園の目標	-----	P. 2
4 保育時間	-----	P. 3
5 一日の保育内容	-----	P. 4
6 食事について	-----	P. 4
7 行事について	-----	P. 7
8 健康管理	-----	P. 8
9 家庭の協力	-----	P. 13
10 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 14
11 保育料等	-----	P. 15
12 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 17
13 保育支援アプリの利用	-----	P. 18
14 その他の注意事項	-----	P. 19
15 その他	-----	P. 19
16 入園までに家庭で準備していただく用品等について	-----	P. 22
こども園等一覧表	-----	P. 25

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

3 山之手こども園の目標

(1) 本園の教育目標

園の保育は幼児期の特性を踏まえ、保育者と幼児との信頼関係を十分に築き、創意工夫ある保育環境を作り上げる中で、幼児の主体的な活動を促し、この時期にふさわしい生活を展開します。また、幼児一人一人の発達の特性に応じたきめ細かい指導を、遊びを通して総合的に行うことを重視し「豊かな人間性」と「生きる力」の基礎を育成することを目的とし、次のようなこども像を目指します。

《めざす幼児像》

自分らしさを
発揮し、
意欲的に活
動する子



- 自ら考え、行動する子(思考力・表現力・主体性・想像力・創造力)
- 愛する心・豊かな心をもった子(道徳性・感性・思いやり)
- 健康で活力ある子(体力・挑戦力・生活習慣の自立)

(2) 幼児期の教育で育てたいもの

幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら将来にわたる人格形成の基礎を培う大切なものです。それは園の教育に基づいて展開される園の生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を園修了までに育成します。

★遊びを通してこどもを育てます。

幼児期は、知識を教えられて身に付けていく時期ではなく、遊びながら学んでいく時期です。こども園で幼児はひとつの遊びから、さまざまなことを学んでいきます。

- 健康な心と体
 - ・ 基本的生活習慣（衣服の着脱、排泄、食事、清潔）など生活に必要なことが身に付く。
 - ・ 充実感をもって、やりたいことに主体的に取り組む心が育つ。体を動かす楽しさを味わう。
- 自立心
 - ・ 自分で考えて行動する。最後まであきらめずにやり遂げ、達成感を味わい、自信をもつ。
- 協同性
 - ・ 友達と一緒に、やりたいことを協力して進めようとする。
- 道徳性・規範意識の芽生え
 - ・ して良いこと、悪いことがわかり、自分の行動を振り返ったり共感したりし、相手の立場に立って行動する。
 - ・ きまりを守る必要性がわかり、自分の気持ちを調整し、折り合いをつけるようになる。
- 社会生活との関わり
 - ・ 家族や地域の様々な人とふれあい、親しみをもつ。
- 思考力の芽生え
 - ・ 遊びの中で、考えたり試したり工夫したりする。
- 自然との関わり・生命の尊重
 - ・ 自然の不思議さなどに触れる体験をすることで豊かな感情や好奇心などが培われる。
 - ・ 身近な動植物に接する中で、いたわったり大切にしようとしたりする。

- 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
 - ・遊びや生活の中で数量、図形、文字などに親しむ体験を重ね、興味や関心をもつ。
- 言葉による伝え合い
 - ・絵本や物語などに親しみながら、言葉や表現を身に付け、相手に分かるように話したり、相手の話を聞いたりする。
- 豊かな感性と表現
 - ・様々な出来事を経験して感性を働かせ、感じたことや考えたことを表現する喜びを感じる。

(3) 大切にしていること

- ア 直接体験を通してこどもを育てます。
 幼児期は視覚（目）や聴覚（耳）だけでは、知識にはなりますが心は育ちません。こどもは五感を使った実体験で心を揺らし学んでいきます。
- イ 人や自然とのかかわり、絵本の読み聞かせを通して豊かな心を育む保育に努めます。
 - ・異年齢児（4、5歳児・支援センター・はぐはぐ）や小学生、他園との交流を通してスムーズな小学校への移行ができるようにすると共に、優しくしたりされたりする心の交流を大切にして思いやりの心を育てます。
 - ・飼育、栽培をする中で、五感を使って観察し、育っていることを体験することで、命の尊さに気付くようにします。
 - ・絵本や物語の読み聞かせをとおしてイメージを広げ、想像の世界を楽しみます。
- ウ 地域や家庭の子育てを積極的に支援する取り組みに努めます。
 - ・子育てに関する講座や井戸端会議・保育参加等の活動を推進し、保護者の子育てを支援します。
 - ・子育て支援センターと園とが地域の子育ての拠点になるよう連携を図ります。

4 保育時間

山之手こども園の保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です

●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。

5 一日の保育内容

時 間	幼児の活動	備 考
8 : 3 0	○登園 ・あいさつ 着替え	・一人一人に声をかけながら受け入れ、健康の確認をする。
9 : 0 0	○自ら選んでする活動 ・ごっこ遊び・砂遊び・固定遊具で遊ぶ ・ルールある遊び・積み木・リズム遊び ・自然物での遊び・製作描画	・主体的に遊びに取り組めるような環境を整えたり、構成をしたりする ・自分の好きな遊びを思いきりできるように時間を十分とる
1 0 : 3 0	○クラス全体で取り組む活動 ・運動遊び ・製作描画・楽器遊びなど	・クラスでする活動は集団でするとより楽しくなる、集団だから楽しめる遊びです
1 1 : 3 0	○昼食（給食・弁当） ・食前食後の手洗い ・うがいをする ・給食の準備・食事をする ・片付ける	・食生活の基本的な生活習慣やマナーを身に付ける
1 3 : 0 0	○自ら選んでする活動 ・午前中の遊びの続き ・片付ける	・好き嫌いをせず食べてみようとする ・自分達の生活する場をみんなできれいにする
1 4 : 2 0	○クラス全体でする活動 ・今日や明日の遊びの話し合い ・歌を歌ったり、手遊びをしたりする ・絵本や紙芝居を見る ○降園準備（着替え、持ち物の始末） ○一斉降園する	・異年齢や友達との遊びを充実する ・一日を振り返ったり、次への意欲をもったりする
1 4 : 5 0		・園庭に整列して一斉降園をする

6 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事することにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園にご相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 冬季保育について、原則給食を提供しますが給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参を

お願いします。

- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

保護者の皆様へ

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

- ◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

- ◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いいたします。

- ◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

- ◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション*等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

- ◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。
- ◆原則、園で除去食、代替食を提供します。
- ◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

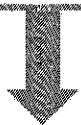
3 幼児給食について

- ◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。
- ◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。
無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。
- ◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります
 - ・そば、落花生(ピーナッツ)、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。
 - ・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。
- ◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもら



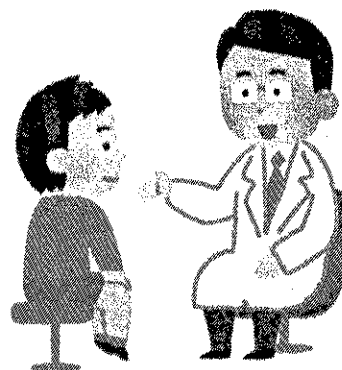
②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違しやすい症状



ヒスタミンによる
食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等
による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

7 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。園によって多少の違いがありますので、詳しくは各園よりお知らせします。

月	行事名	月	行事名
4月	入園・進級式 さくらぐみさんようこそその会	10月	運 動 会 丸山こども園との交流 (5歳児) 社会見学(5歳児) 内科健診 徒歩遠足
5月	こいのぼり運動会 学級懇談会 歯科健診 丸山こども園との交流 (5歳児) 徒歩遠足	11月	親子で遊ぶ会
6月	親子で遊ぶ会 プール開き 内科健診	12月	生活発表会 もちつき お楽しみ会 冬の会
7月	七夕会 個別懇談会(全園児) 夏の会 プール納め	1月	新年を祝う会 個別懇談会(全園児)
8月		2月	豆まき 入園説明会 おこしもの作り
9月	秋の会	3月	ひな祭り会 お別れ会 卒園式
その他	・動物とのふれあい(隔年) (移動動物園が園に来ます。動物とのふれあいなど体験します) ・六所山野外体験学習(5歳児) (六所山の自然の中、ハイキングやアスレチックで体を動かして遊びます) ・交通安全講習会(4、5歳児) ・防サイ君(地震体験)・不審者訓練 ・子育て講座 等		
毎月	誕生会・交通安全指導(0の日降園指導等)・避難訓練(地震・火災)		

8 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合ってこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけではなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子をみて、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能なかを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

- すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel.80-1633
- ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 Tel.43-5082
- ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。
(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

＜こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。＞

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります(学校保健安全法施行規則18条)。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります(下表1のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料(証明料)は、豊田市で負担します。

(豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。)

- ④ 感染力が非常に強い感染症(インフルエンザ等)については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。

- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R6.11 時点)

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで
	伝染性紅斑（りんご病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、 感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の治ゆ証明書は、令和6年度末現在不要ですが、今後変更する場合は連絡します。治ゆ証明書の有無にかかわらず、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

(11) 汚れた衣服の取り扱いについてのお願い

日頃、園内において保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内でまん延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。園内では**便、おう吐物**、で汚れた衣類は保育者の着衣や、周囲にウイルスなどが飛び散らないよう、静かに大まかな汚れだけを落としています。(水洗いはしません) ウィルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、御了承ください。

下記のような手順で行っていきます。集団の感染を防ぎこども達が元気で過ごせますよう保護者の方にも御理解と御協力をお願いいたします。

<お知らせ方法と衣類の保管場所>

- ・排泄時（尿・便）、嘔吐物などで汚れた衣類がある場合、お子さんの鞆に番号の付いたラベルを付けておきます。降園時、1階職員室隣のトイレに行き、同じ番号のケースの中に入っている衣類をお持ち帰りください。

<処理手順>

- ① 衣類をケースから取り出す。
- ② ケースを水洗いし、水気をよく切る。
- ③ 消毒液に浸して絞った雑巾で、ケース全体を拭く。

※消毒液は蓋の付いた専用バケツに用意してあります。使い捨て手袋を用意してありますので御利用ください。（使用した使い捨て手袋は、手洗い場に設置の蓋付きごみ箱に捨ててください）

※消毒液使用後は効果を逃さないように必ずバケツの蓋を閉めておいてください。

- ④ 使用した雑巾を水洗いし、消毒バケツの蓋の上に広げておく。
- ⑤ 鞆についていたラベルは、衣類が入っていたケースに付けておいてください。

※同じケースをたくさんの園児が共有します。感染の広がりを防ぐために大変お手数ですが、使用後はケースの消毒をお願いいたします。

<その他>

※**鼻血・けがでの流血**の際に衣類が汚れた場合は、感染予防のため洗わずそのままお返しさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

下痢嘔吐の際持ち帰った衣類の対応の仕方

◆自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

- ・窓を開け、十分換気をしてください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・**塩素系の消毒液**を使用する、または、**85℃の熱湯で 1 分間以上つける**ことで消毒の効果が得られます。ただし、塩素系の消毒液は色落ちしますので、気をつけてください。
- ・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・片づけ時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・最後に石鹸で、しっかりと手洗いをしてください。

◆園の下着（パンツ）を使用したとき◆

- ・個人の着替え袋にパンツがない時には、園で用意した新品のパンツを使用します。後日、**同じサイズの新品の物を返却**していただきますようお願いいたします。

9 家庭の協力

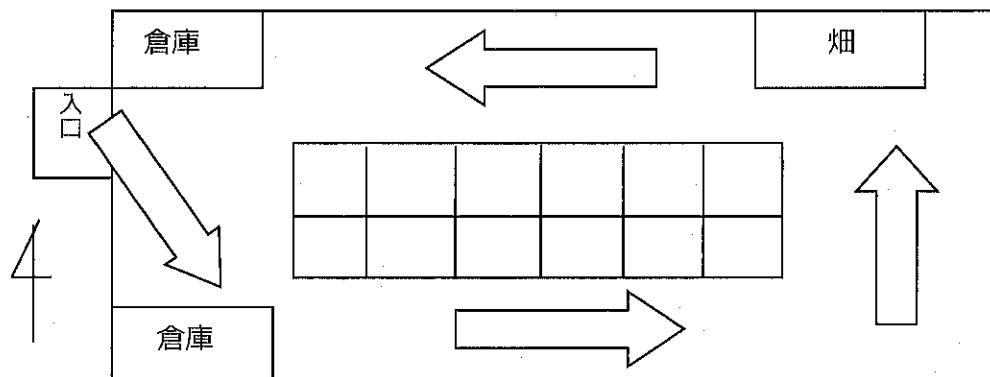
(1) 登降園について

登園時間 8:30～ 9:00

降園時間 14:50～ 一斉降園

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑥ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑦ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。

● 駐車場は**一方通行**です。どなたが送り迎えに来ててもルールを守っていただきますように、お伝えください。(御家族の方にもお知らせください)



- 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
- 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
- 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
- 車中にこどもを残さないでください。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ（コドモン）にて行います。
※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

10 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

- | | | |
|---------|---|---------------------|
| ・西三河北西部 | ⇒ | 豊田市西部（下記以外の地区） |
| ・西三河北東部 | ⇒ | 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区） |

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。
 - ②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
 - ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
 - ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。
- ※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

- ①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。
- なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。
- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。
- この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。
- ※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。
- ※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。
- ※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

1.1 保育料等

給食費等その他費用（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「1.2 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

（1）災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は 200 円です。

（2）給食費

豊田市では、公立こども園に通園する 3 歳児～5 歳児の給食費について、令和 6 年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページをご参照ください。

該当ページへの二次元コード→



URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

（3）保護者の会会費

別紙「保護者の会入会のお願い」をご覧ください。

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

（1）延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。
詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

（2）児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等

給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

（３）滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

（４）入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×

②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 （放課後等デイサービスを除く）	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満 3 歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満 3 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0 歳児から 2 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市 H P に無償化対象施設の一覧を掲載。

1 2 状況が変わった場合の手続きについて

【具体的な手続きの例】

状況	教育・保育給付認定 変更申請書	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	—	—	—	【期限】変更になった翌月 1 日
市外へ転出する場合	—	—	—	○	【期限】退園日の 1 5 日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	—	—	—	【期限】変更になった翌月 1 日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後 2 か月経過	○	○	—	—	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可

・診断書内期間を終了 ・退学 等					※求職活動申立書を提出する場合は、 求職活動開始後 2 か月以内に就労証明 書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更す る場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に 必要
早朝保育及び春季休業保育等 の申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】利用前月の 25 日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業 所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続きが必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・ 1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
- ・ 3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

13 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

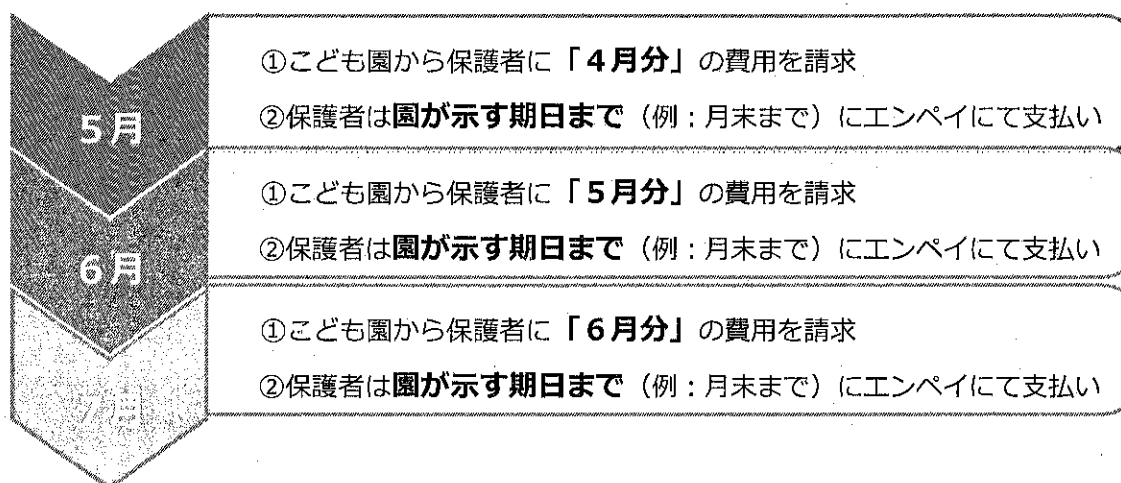
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うことになりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

諸費（絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



14 その他の注意事項

- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。（携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。）
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動（結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など）、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

15 その他

（1）入園したら…

「入園」とはこどもにとって一つの『親離れ』であり、親にとっても『子離れ』です。初めての集団生活で親も子も不安を感じますが、成長していく節目でもあります。親から離れることは寂しいと同時に不安でいっぱいです。離れて生活する経験がないだけにお子さんも保護者の方も同じですね。不安はあると思いますが、お子さんが自立していくための大事な経験として、保護者の方と一緒に乗り越えるお手伝いをしたいと思います。

“こどものよりよい育ち・こどものしあわせ”のために、家庭とこども園とが力を合わせてともに子育てを進めていけることを願っています。

★自分の事は自分でする習慣をつけましょう

- ・衣類を一人で脱いだり着たりする
- ・靴やシューズを一人で脱いだり履いたりできる
- ・食事を自分でする
- ・顔や手洗い、うがいを自分でする
- ・用便の際、自分で始末ができる

★こどもに合わせた生活リズムを作しましょう

- ・朝決まった時間に家を出る
- ・朝7時までには起き、夜は9時までには寝る
- ・朝ごはんは必ず食べる
- ・排便は必ず済ませて登園する

9時までに登園、15時に降園という生活リズムを作れるよう御協力ください。

★挨拶をしましょう

- ・まずは家族で挨拶を交わしましょう。コミュニケーションの入り口です。

★悪い事は悪いとしっかり言いましょう

- ・悪いことをした時はしっかり正す、けじめをつけていますか？
- ・「先生に言うよ」「先生に叱られる」など人のせいにする言い方をしていませんか？

★思いやりのある子に育てましょう

- ・思いやりや優しさといった温かい心の芽は、どの子にも備わっています。親が思いやりのある行動を率先して見せるのがよいでしょう。大人がモデルです！

(2) 服装について

①登降園は通園服を着用してください。(4～5月・10月～3月)

②登降園時はカラー帽子を着用してください。

③身につける物や持ち物全てに名前を書いてください。

(ハンカチはポケットに入れましょう。ポケットのない服は入れられるように工夫してください)

④清潔で活動しやすい服装を着用してください。

⑤一人で、また排泄時にも着脱しやすい衣服を着用してください。

⑥上着、パーカー等のフードやひもは、中に入れて着用します。(フードやひもが遊具に引っかかりやすく危険であるため)

⑦履物は動きやすく足にあったものを履かせましょう。(サンダルは御遠慮ください)

⑧肩にかかる髪は束ねましょう。(いつも清潔に)

⑨名札は園管理とし、園内のみで使用します。(4月下旬まで)

(3) たより・連絡について

園と家庭との連絡がスムーズに行くよう、次のようなたよりをコドモンにて配信します。大事な内容が掲載してありますのでよく目を通してください。

たより名	内 容	発行日
園だより	子どもの姿・エピソード 連絡事項	年 6 回程度
クラスだより	子どもの姿・クラスの様子 エピソード	年 6 回程度
その他のたより	給食献立表や保健に関するものなど	随時
保護者の会だより	保護者の会からの連絡	随時

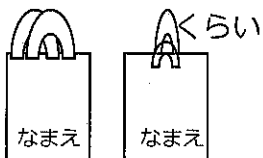
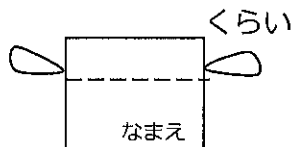
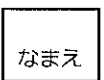
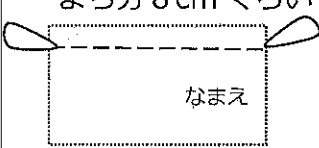
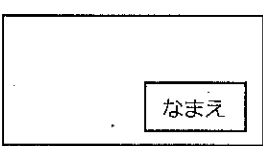
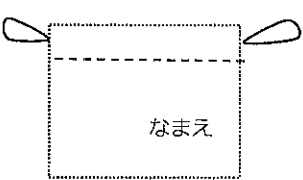
- ① コドモンのお知らせ一斉配信にて、たよりや連絡事項を配信します。また、行事の内容や詳細は、行事予定にてお知らせします。行事予定は、随時更新しますので、定期的にコドモンの確認をお願いします。
分からないことがありましたら、担任または職員室までお尋ねください。
- ② 園及び、クラス担任への連絡は、コドモンの保護者からの連絡を御利用ください。
登園時の担任への相談や保育中の呼び出しは御遠慮ください。
(緊急以外は相談時間を決めて相談に応じますのでその旨お知らせください)
- ③ 保育中にお子様に緊急事態が発生した時は、第一連絡先に連絡します。
昼間外出等で家を留守にされることが事前に分かっている際は、登園時に担任までお知らせください。

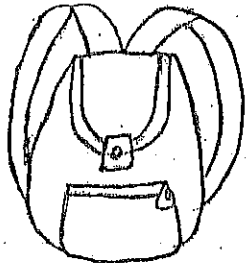
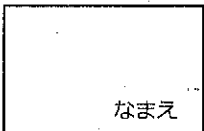
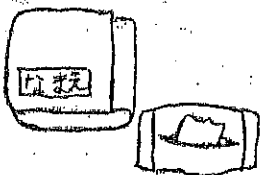
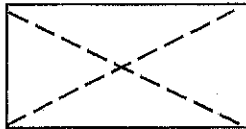
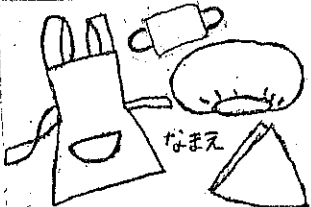
(4) その他

行事の際、保護者の方は御家庭よりスリッパなど上履きを御持参ください。
なお、靴は保護者用靴箱に入れてください。

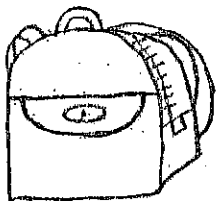
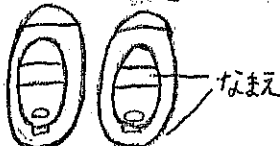
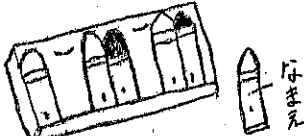
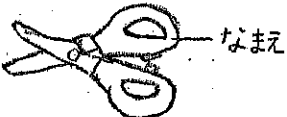
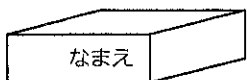
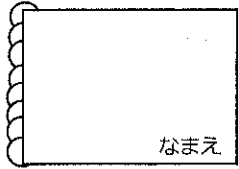
16 入園までに家庭で準備していただく用品等について

※全ての持ち物に名前を記入してください。(油性ペンで書く、刺繍をするなど)

シューズ袋	縦 30cm×横 20 cm 	・金曜日にシューズを入れて持ち帰ります。 ・シューズを自分で出し入れしやすいように作ってください。 ・口が広く開けられるよう手提げを 2 本つけるか、1 本ならば輪をつけてくぐらせるものが使いやすいです。 ※キルティング地が適しています。
手提げ袋	縦 32cm×横 42 cm 	・手紙ファイル(A4)を入れて持ち帰ります。 ・手提げ袋または、通園カバンに水筒を入れて登降園します。 ・貸し出し絵本や園内服など金曜日に持ち帰るもの、その他通園カバンに入らないものを入れます。 ・道具箱 (A4 サイズ) が入る大きさが使いやすいです。 ※キルティング地が適しています。
コップ袋	縦 20cm×横 20 cm 	・毎日洗い、清潔なものを持たせましょう。 ・袋の大きさは使用するコップの大きさに合わせてください。 ・口が広く開けられるように巾着型にしてひもを通して作ってください。両側から引っ張る形が使いやすいです。 ・洗い替えを含め 2 枚程度必要です。 ※薄地のものが適しています。
コップ	縦 8 cm×横 7 cm 位 	・うがいや給食時に使用します。安定性があり、持ち手のある落としても壊れにくいプラスチック製 (180cc～200cc 程度の大きさ) のものをお願いします。 ・給食の有無にかかわらず、毎日持たせてください。園で用意したお茶を飲みます。
給食用タオル	縦 20cm×横 20 cm 	・給食の手洗いや口元の汚れを拭くのに使います。 ・ハンカチタオルの大きさと吸水性のよいもの、清潔なものを毎日洗って持たせてください。 ・洗い替えを含め 2 枚程度必要です。
給食セット袋	縦 15 cm×横 24 cm まち分 8 cm くらい 	・箸セット、給食用タオル、ランチマットを一緒に入れます。 ・箸セットは入園時に園から配布します。中学校卒業まで使用しますので、大切に使用してください。 ・口が広く開けられるように巾着型にしてひもを通して作ってください。両側から引っ張る形が使いやすいです。 ・洗い替えを含め 2 枚程度必要です。 ※薄地のものが適しています。
ランチマット	縦 28cm×横 40 cm 	・給食の食器を置きます。 ※薄地のものが適しています。 ・毎日洗い、清潔なものを持たせましょう。 ・規定サイズより大きいと、折って使用することになり、コップや食器を置く際に不安定になりますので、規定サイズになるよう調節をしてください。 ・洗い替えを含め 2 枚程度必要です。
着替え袋	縦 35 cm×横 26 cm 	・排泄、遊びなどで衣類が汚れた時に着替える衣類一式 (上着、下着、ズボン、靴下、ハンカチ、マスクなど) を園で保管します。全てに名前を記入してください。 ※薄地のものが適しています。 ・汚れものを入れるビニール袋に記名をし、<u>3 枚程度</u>入れてください。 ・着替えをした翌日に、服、下着など持ち帰ったものを補充してください。ビニール袋も忘れず補充してください。

リュック サック (通園カバ ンでもいい です)		・弁当日及び園外保育などに使います。 ・園外保育時には、水筒を入れて背負うので、大きさを考慮してください。 【弁当日の持ち物】リュックサックに弁当一式（弁当、箸またはスプーン、フォーク）、コップ、水筒、レジャーシート、おしぼり、ビニール袋(ごみ等を入れる物)を入れて持ってきてください。 ★弁当のデザートに“こんにやくゼリー”は喉に詰まらせることがありますので、やめてください。
敷物 (レジャー シート)		・弁当日及び園外保育などに使います。 ・一人用、自分で畳めるサイズのものを用意してください。 ・敷物は袋に入れていただくとカバンにしまいやすいです。
水筒		・通年、使用します。 ・通園カバンまたは手提げ袋に入れてきてください。 ・肩にかけられるように、紐つきのものを用意してください。 ・園外保育時には、リュックサックの中に入れて持ち歩きますので、大きさを考慮してください。 ・ふた付き、ワンタッチオープンタイプ、直接口をつけて飲むタイプなど、どのタイプでもよいです。
雨具類		・雨天時のみ、傘を持たせてください。傘を畳んで止める指導をします。 ・レインコート（かっぱ）は、保護者が持ち帰ってください。
ハンカチ ティッシュ		・保育中に、手を洗った時に使います。 ・ハンカチは吸水性のよい物（ガーゼ・タオル地が適当）、清潔な物を持たせてください。 ・ポケットティッシュは落ちないように布のケースに入れるとよいです。 ・ポケットのある服を着用し、ポケットに入れてください。
てぶくろ マフラー		・寒い日の登降園時に使ってください。（保護者が持ち帰ってください） ・原則として園では使いません。手袋を雪の日等で使用する時は、お知らせします。
雑巾 大・・・2枚 小・・・2枚	 	〔雑巾大〕 ・フェイスタオルを四つ折にして作ります。 ・掃除などに使用します。 〔雑巾小〕 ・フェイスタオルの半分サイズを四つ折にして作ります。 ・机拭きや製作時の手拭き用などに使用します。 ※共用で使うので、名前の記入はいりません。 ※家庭で、未使用のタオルがあれば、寄付してください。
【5歳児】 エプロン 三角巾または帽子		・5歳児はクッキングをします。自分で身に付けられるものをご用意ください。 ・使用する際は、お知らせします。エプロン、三角巾、マスクを袋に入れて持たせてください。

<保護者の方に購入していただく物>

通園服		・制服として登降園に着用します。 ・夏期間（6月～9月）は着用しません。 ・タオル掛けにかけやすいように首元内側に“ループ”を付けてください。上着が必要な場合も同様に付けてください。
園内服		・作業や防寒に使います。 ・持ち帰った時には、洗濯をして翌日に持たせてください。
体操 シャツ 体操 ズボン		・運動会など行事に使います。 ・行事以外の日にも着用いただいても構いません。 ・服の裏側に名前を記入してください。
通園 カバン		・給食セットを入れます。 ・通園カバンか、手提げ袋に水筒を入れて登降園します。 ・全員が同じ物を使用します。必ず記名をしてください。 ・キーホルダーなどをカバンにつける場合は、<u>目印程度の小さなものを一つだけにしてください。</u> ・カバンの中は、毎日確認してください。
カラー 帽子		・登降園時や外遊び時に使います。 ・内側に名前を記入してください。
シューズ		・上履き（足の甲の部分がゴムになっていて履きやすい物） ・子どもがわかりやすいように前のゴムとかかとの2か所に名前を記入してください。 ・左右の区別がつくような工夫があるとよいと思います。
クレヨン 水性マーカー		・クレヨン・水性マーカー1本ずつとケースの全てに名前を記入してください。
はさみ		・はさみとはさみケースに名前を記入してください。 ・左利きの方は左利き用を買うと便利です。
カスタ ネット		・お子さんの指に合わせてゴムを調節してください。 ・兄弟の物を使われる方はゴムがゆるくないかを確認してください。 ・名前は内側に記入してください。
道具箱 (かご)		・クレヨン・はさみ・カスタネットなど個人用具を入れます。 ・A4サイズ程度で棚に入れた時、名前がよく見える位置（側面）に名前を記入してください。
自由画帳		・最後のページまで使用したら家に持ち帰りますので、新しい自由画帳を用意し、持ってきてください。（A4サイズの大きさ）

こども園等一覧（地区別五十音順）

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
豊田	1	朝 日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井 上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊 保	保見町権堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いばばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅 坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永 新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大 畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大 林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上 郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	キッズハウスとよ	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越 戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒 場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳 母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	淨 光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	駕鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住 吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青 松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いばばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高 橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高 美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹 村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中 央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺 部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東 海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼

	40	透 成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	47	ナースーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	藤 敷	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

	80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能 な学齢	入園要件 が必要な 学齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
藤岡	81	飯 野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	82	石 畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	83	木 瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	84	中 山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
小原	86	大 草	小原町北洞 268-2	65-2045	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	87	道 慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
足助	88	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	89	大 蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	90	則 定	則定町前田 5	63-2051	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	91	冷 田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
下山	92	大 沼	大沼町船橋 21	90-3021	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	93	東 部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5 歳児	—	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
旭	94	小 渡	下切町下切 10	68-2766	3-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	95	杉 本	杉本町三斗成 36	68-2701	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
稲武	96	稲 武	武節町神田 96-1	82-2025	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

